



教 小 第 545号
平成25年2月20日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

体罰に係る実態把握について（依頼）

標記の件については、平成25年2月12日付け教小第531号「体罰事故の根絶について（通知）」にてお知らせしましたが、文部科学省より「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」（別添写参照）の依頼がありましたので、貴管内小中学校における状況を下記のとおり御報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1 趣旨

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図り、信頼関係に立つ教育活動の推進に資する。

2 実態把握及び報告の内容等

体罰の実態等を把握し、別添報告様式にて報告をする。その際、教職員のみならず児童生徒及び保護者への調査もあわせて行う。

3 実態把握の対象範囲

市町村立の小学校、中学校

※ 市立高校及び市立特別支援学校については県立学校人事課で調査する。

4 報告様式

（別添）様式

- ・ 平成24年4月から平成25年1月末までに発生したもの
- ・ 具体の報告項目は様式「平成24年4月～平成25年1月間における

体罰の状況（公立）」に掲げられているもの

- ・ 報告様式の作成にあたっては、「報告にかかる留意事項」を参照する。

5 報告期日

平成25年4月12日（金）

6 報告先

各教育事務所人事・学事担当

※ メールにより送信

7 その他

- (1) 調査対象以降（平成25年2～3月）に発生した体罰事故については、速やかに各教育事務所に御報告ください。
- (2) 「体罰の実態把握について」の参考例を添付しました。
 - ・ 保護者宛通知
 - ・ 調査票（児童生徒・保護者用）
 - ・ 調査票（教職員用）
- (3) 本件に関する問い合わせは、各教育事務所人事・学事担当に御照会ください。

担当；埼玉県教育局市町村支援部
小中学校人事課管理指導担当
電話 048-830-6933

報告にかかる留意事項

1 市町村教育委員会名等

- (1) 市町村教育委員会名を記入する。
- (2) 所属課名、記入者名、電話番号、e-mail は作成者を記入する。

2 調査対象等

- (1) 調査対象職員は、県費負担教職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。））である。
事務職員及び学校栄養職員は対象外とする。
なお、市町村費負担教職員、外部講師やボランティアについては任意、報告は求めない。
- (2) 複数の児童生徒に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、1件の職員事故として扱う場合は、1行にまとめて回答する。
- (3) すでに、埼玉県教育委員会に職員事故報告書を提出し、当該職員に対して、懲戒処分や指導措置等、対応済み（対応中）の体罰事故については、報告対象としない。

3 各項目の記入方法

- (1) 発生年月日
平成24年4月1日から平成25年1月31日までの間に発生した体罰事案について、発生年月日を記入する。
- (2) 処分年月日
処分が行われた年月日を記入する。処分等を検討中の事案は処分年月日に「-」を記入する。
- (3) 懲戒処分の種類
無記入
- (4) 訓告等
職務上の注意として、いわゆる指導措置を行った者の数を当事者と監督者別に記入する。

(5) 諭旨免職

無記入

(6) 当事者の学校種

「学校種」について、以下の記号をリストから入力する。

<学校種>

ア 小学校 イ 中学校

「学校番号」については、無記入

(7) 被害を受けた児童生徒人数

体罰事案において被害を受けた児童生徒人数を学校種及び学年ごとに記入する。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力する。

(8) 体罰時の状況

体罰が行われた「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力する。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものをリストから一つ選んで入力する。

<体罰が行われた場面>

ア 授業中 イ 放課後 ウ 休み時間 エ 部活動 オ 学校行事
カ ホームルーム キ その他

<体罰が行われた場所>

ア 教室 イ 職員室 ウ 運動場、体育館 エ 生徒指導室
オ 廊下、階段 カ その他

(9) 体罰の態様

以下の記号をリストから入力する。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものをリストから一つ選んで入力する。なお、「その他」とは有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われたもの等をさす。

<体罰の態様>

ア 素手で殴る イ 棒などで殴る ウ 蹴る エ 投げる・転倒させる
オ 殴る及び蹴る等 カ その他

(10) 被害の状況

体罰を受けた児童生徒の被害の状況について、以下の記号をリストから入力する。

なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものをリストから一つ選んで入力する。

<被害の状況>

ア 死亡 イ 骨折・捻挫など ウ 鼓膜損傷 エ 外傷
オ 打撲（頭） カ 打撲（顔） キ 打撲（足） ク 打撲（オ～キ以外）
ケ 鼻血 コ 髪を切られる サ その他 シ 傷害なし

(11) 体罰事案の把握のきっかけ

体罰事案の把握のきっかけについて、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力する。（複数回答可）

<体罰事案の把握のきっかけ>

ア 児童生徒の訴え イ 保護者の訴え ウ 教員の申告
エ 第三者の通報 オ その他

(12) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握の手法として、事情を聴取した者を、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力する。（複数回答可）

<体罰事案の把握の手法>

ア 当事者教員 イ その他教員 ウ 被害児童生徒
エ その他児童生徒 オ 保護者 カ その他（第三者）

※ オ 保護者については、ウ、エの保護者両方を含む。

参考例

平成25年2月 日

保護者の皆様へ

〇〇市町村教育委員会

体罰の実態把握について

現在、教職員による体罰の問題が大きな社会問題となっています。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。

そこで、保護者の皆様から、お子様についての情報等を提供していただき、体罰の発見と適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮ではございますが、別紙の実態把握調査に御協力をお願いいたします。

〈 回答に当たって 〉

- 調査対象となる期間は、平成24年4月から平成25年1月末までとします。
- 兄弟姉妹がいる場合は、それぞれのお子様について1枚ずつ記入し提出してください。回答は、個別のケースの実態把握と事後対応が必要となる可能性もありますので、原則として記名式とします。
- 調査用紙は、〇月〇日（〇）までに、指定の〇〇箱に提出してください。
- 場合によっては、後ほどお話しを伺うことがあるかもしれませんので、御了承ください。
- 本実態把握調査は、体罰の実態把握調査とその対応以外には使用しません。

参考例

たいばつ じつたいはあく 体罰の実態把握について

じどうせいと ほごしゃよう 【児童生徒・保護者用】

しちょうそんきょういくいいんかい
〇〇市町村教育委員会

あんしん がっこうせいかつ おく もくてき ちょうさ おこな つぎ しつもん
安心して学校生活を送れることを目的に、実態把握調査を行います。次のそれぞれの質問に
お答えください。

() しょう ちゅうがっこう () ねん () ぐみ
小・中学校 () 年 () 組

じどう せいとしめい ()
児童・生徒氏名 ()

ほごしゃしめい ()
保護者氏名 ()

1 こんねんど へいせい ねん がつ こさま せんせい
今年度（平成24年4月～25年1月）、あなたのお子様（あなた）は、先生から体罰を受けた
ことがありますか。

はい いいえ ※ どちらかに○を付けてください。

2 質問1で、「はい」に○を付けた人のみ、お答えください。

（いつ、どこで、だれが、だれに、なぜ、どのように、ケガの有無は。）

3 ぼうし む なに ごいけん ごじゆう か
体罰防止に向けて、何か御意見がありましたら、御自由にお書きください。

いじょう
質問は以上です。

ごきょうりょく
御協力ありがとうございました。

写

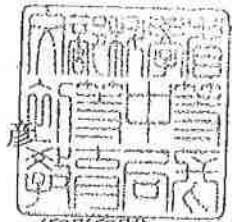
24文科初第1073号

平成25年1月23日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

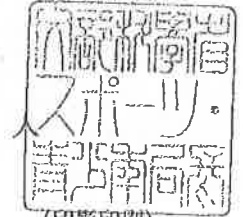
布村幸彦



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保公



(印影印刷)

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）においても示しているとおおり、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

貴職におかれましても、この問題の重要性を改めて認識し、都道府県・指定都市

教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします。

また、体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いします。

【担当】

(児童生徒の体罰に関する考え方について)
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3208)

F A X 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

(教職員の服務について)

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育公務員係

電 話 03(5253)4111(内線4675)

F A X 03(6734)3731

E-MAIL syoto@mext.go.jp

(運動部活動について)

スポーツ・青少年局体育参事官付
事業係

電 話 03(5253)4111(内線2649)

F A X 03(6734)3790

E-MAIL taiikuss@mext.go.jp

体罰の実態把握にかかる留意事項

1 調査対象等

- (1) 調査対象職員は、国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舍指導員）であること。
なお、事務職員や教育委員会事務局職員は、本調査の対象外なので、注意すること。
公立の場合、サービス監督権者である市町村教育委員会が行った訓告等や都道府県教育委員会には懲戒処分権のない市町村立高等学校の教育職員に対する懲戒処分等も対象となるので、該当の市町村教育委員会に確認すること。
- (2) 複数の児童生徒に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。
- (3) 下記2(2)～(5)の項目については公立のみの項目であること。

2 各項目の記入方法

(1) 発生年月日

様式1については、平成24年4月1日から平成25年1月31日までの間に発生した体罰事案について、当該発生年月日を記入すること。様式2については、今回新たに実施した調査の結果把握したものについて、当該発生年月日を記入すること。

(2) 処分年月日

様式1については、平成25年2月28日までに、懲戒処分等を行った場合にその年月日を記入すること。検討中の事案については「-」（バー）を記入すること。様式2については、今回新たに実施した調査の結果把握したものについて、懲戒処分等を行った場合にその年月日を記入すること。検討中の事案については「-」（バー）を記入すること。

(3) 懲戒処分の種類

貴教育委員会又は貴教育委員会域内の市町村教育委員会が行った（又は行う予定の）懲戒処分について、発生年月日順に当事者責任と監督者責任（所属職員を指揮監督する者（校長等）の責任）別に記入すること。なお、同一日に同一の事由で複数の処分を行っている場合は、それぞれ別に記入すること。

(4) 訓告等

懲戒処分に至らなかったが、教育委員会が職務上の注意として訓告（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、説諭、諭旨等）を行った（又は行う予定の）者の数を（3）により記入すること。

(5) 諭旨免職

諭旨免職（非違行為の引責辞職をいう。）した者の数を（3）により記入すること。

(6) 当事者の学校種

当事者責任により懲戒処分等を受けた者（国立及び私立については体罰の当事者として把握された者）の「学校種」について、以下の記号をリストから入力すること。（記号を入力することで自動的に学校種が表示されるよう関数を入力してあります。以下同。）「学校種」は、体罰を行った当時のものとするが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>

ア 小学校 イ 中学校 ウ 高等学校 エ 中等教育学校 オ 特別支援学校

また、「学校番号」を併せて記入すること（「学校調査番号」等、個別の学校を区別するものであれば任意の数字でよい）。

(7) 被害を受けた児童生徒人数

体罰事案において被害を受けた児童生徒人数を学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。

体罰の実態把握にかかる報告要項

1. 趣旨

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。

2. 実態把握及び報告の内容等

体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告すること。この際、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査もあわせて行う、必要に応じて、個人情報の取扱いに配慮しつつ外部の第三者に参画いただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること。

なお、児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方については、平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）によること。

3. 実態把握の対象範囲

国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校

4. 報告期日及び報告項目

報告期日	報告項目
1. 第1次報告 報告期限：平成25年 2月28日（木）	体罰の状況等 （平成24年4月から平成25年1月までに発生したもの） ※ 懲戒処分等については公立学校のみ報告すること。 ※ 具体の報告項目は報告様式1によること。
2. 第2次報告 報告期限：平成25年 4月30日（火）	体罰の状況等 （今回新たに実施した調査の結果把握したもの） ※ 懲戒処分等については公立学校のみ報告すること。 ※ 具体の報告項目は報告様式2によること。

※「今回新たに実施した調査」には、平成25年1月以降、当該通知に先行して、各都道府県等において主体的に実施したものを含む。

※ 第2次報告における「今回新たに実施した調査の結果把握したもの」については、報告すべき事案の対象期間を、平成24年度に発生したものとする。なお、新たに実施した調査の結果、第1次報告の報告期限までに把握したものがある場合も、第2次報告において報告するものとする。

5. 調査手順

- (1) 各都道府県教育委員会においては、都道府県所管の学校及び域内の市区町村（政令指定都市を除く）所管の学校について、実態を把握し、報告様式に沿って文部科学省に報告。
- (2) 各政令指定都市教育委員会、各市区町村教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校主管課においては、所管の学校について、実態を把握し、報告様式に沿って文部科学省に報告。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・政令指定都市別の集計結果の公表の可能性もある。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。

8. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）

(2) 提出先 メールアドレス kdmanzen@mext.go.jp

・その際、件名は「【第1次／第2次】体罰の実態把握結果報告（都道府県・政令指定都市・国立大学法人名）」としてください。